

## 仕様書

- 1 案件名 障がい者サービス事業用「こどものほんだな」点字版製作
- 2 部数 成果物①「こどものほんだな 2025」の点字版冊子 10部  
成果物②「こどものほんだな 2025」の点字データ CD-R1枚
- 3 業務内容 「こどものほんだな 2025」の点字版の製作
- 4 作業の概要
  - (1) 成果物②は、発注者より提供する印刷冊子(A5 判冊子本文 32 ページ、本の紹介文を 63 タイトル収録)およびテキストデータ(word もしくは Excel)に基づいて、点字データを bes 形式 32 マス 18 行で作成し、そのデータを CD-R(700MB)1枚に記録する。
  - (2) 成果物①は、成果物②の点字データを両面印刷し、表紙と裏表紙をつけて製本する。製本は簡易製本とし、表紙にはこどものほんだな冊子の表紙をカラーで印刷する。なお分冊になった場合は、表紙に点字の巻数を墨字で記載し、各巻に点字で奥付をつける。
  - (3) 点字版冊子として使用する用紙は、本文は上質紙 90kg(B5 判変形)、表紙と裏表紙は上質紙 110kg(B5 判変形)の用紙を使用する。
  - (4) 全体の文書構成は、原則として原稿どおりに行う。ただし、目次は表紙の次に配置し、点字版奥付として、本文の最終ページに、点字版の製作者名と連絡先、及び製作年月を点字で記載する。点訳者及び校正者の個人名は不要とする。
  - (5) 原稿との読み合わせ校正と触読校正を全国視覚障害者情報提供施設協会作成の「点訳資料校正基準 2015 年版」に基づいて受注者側で行い、完成品を納品する。なお、校正者は点訳者とは別の者(受注者手配)とする。
  - (6) 納品は、郵送もしくは持参(交通費、郵送費は受注者負担)とする。
  - (7) 作業開始前に、受注者側担当者と発注者の間で打ち合わせを行い、詳細の確認を行う。
  - (8) 受注から納品までの業務に必要な材料、消耗品、搬送費等一切の費用は受注者負担とする。
  - (9) 点訳は『日本点字表記法 2018』(日本点字委員会 編集・発行)、『点訳のてびき 第 4 版』(全国視覚障害者情報提供施設協会 編集・発行)及び全国視覚障害者情報提供施設協会作成の『「サピエ図書館」登録点字文書製作基準』(2022 年4月)に基づいて行う。
  - (10) 目次や索引のページ数は、原稿を点訳後、発注者の指定箇所に点字版の該当ページ数を記載する。
  - (11) 必要に応じて点字版凡例を追加する。内容等については発注者と協議し決定する。
  - (12) 漢字の読み方については、辞典類等で調査を行い、正確な読みを使用すること。漢字の読み方について受注者が判断できない場合は、発注者と協議し決定する。ただし、「こどものほんだな」記載の図書館職員の氏名は、発注者より読み仮名つきの資料を提供する。

(13) 作業中に、原稿の記載内容や作業内容に疑問が生じた場合、発注者に連絡し、指示に従う。

(14) 契約締結後の本仕様書の疑義は、すべて発注者の解釈によるものとする。

5 納入期限 令和8年3月13日

6 納入場所 〒550-0014

大阪市西区北堀江4-3-2 大阪市立中央図書館4階 利用サービス担当

7 連絡先 大阪市立中央図書館 利用サービス担当 鈴木

電話 06-6539-3326

8 その他 仕様書についての質問等は、『7 連絡先』の担当者に見積提出期限までに行うこと。なお、見積書提出期限経過後の質問等については受付しない。

## 生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.0 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

### 生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること  
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます  
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと
- 文章生成 AI 以外の画像・動画・音声などの生成 AI の利用は禁止する
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること
- 生成・出力内容は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、原則として、加筆・修正のうえ使用すること  
なお、生成・出力内容の正確性等を確認したうえで、加筆・修正を加えずに資料等として利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえ、利用すること
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること